

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請	… 2
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事案	… 3
負担金納付命令書について	… 5

# 公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。

令和6年1月11日

関東運輸局長 勝山 潔

## 1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：23C29
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
  - ① 申請年月日：令和5年12月19日
  - ② 申請者：平和交通株式会社
  - ③ 適用路線：千葉県内の一般路線バスの全路線
  - ④ 平均改定率：22.09%
  - ⑤ 初乗り運賃：210円（現行：現金170円、IC168円）
  - ⑥ 主要区間における現行・申請運賃比較表

(単位：円)

区間	片道運賃			通勤定期1ヶ月	
	現行		申請	現行	申請
	現金	IC	現金・IC		
稲毛駅～海浜幕張駅	200	200	340	9,000	15,300
海浜幕張駅～幕張本郷駅	180	178	260	8,100	11,700
都賀駅～若松営業所	210	210	290	9,450	13,050
都賀駅～四街道駅南口	250	242	320	11,250	14,400
津田沼駅～ららぽーと	200	200	250	9,000	11,250

## 2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

## 3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課  
以上

# 公 示

## ◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年1月11日 関東運輸局長 勝山 潔

## ○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

23B36号 清水タクシー 有限会社 他3者

1. 令和5年12月13日
2. 群馬県A地区
3. 運賃及び料金(定額運賃)設定認可申請の概要

以下(別紙1)のとおり

## 1. 運賃の種類

(1)平成14年1月17日付けで関東運輸局長が公示した「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に基づく1.(1)ハ②のイベント定額運賃

(2)上記運賃を適用する期間

令和6年2月1日～令和7年1月31日  
(2024明治安田生命J2リーグ公式戦開催日のみ適用)

## 2. 定額運賃を適用する区間

前橋駅南口 ～ 敷島公園(正田醤油スタジアム群馬)

## 3. 定額運賃の額等

(1)算出の基礎となる距離制運賃等

①距離制	普通車	初乗運賃	1.357kmまで	600円
		加算運賃	268mまでを増すごとに	100円
②障害者割引				1割引
③運転免許返納者割引				1割引

(2)設定する定額運賃の額

車種区分	区間キロ	定額運賃額(円)	定額運賃額(円)
			障害者割引 運転免許返納者割引
普通車	4.8km	1,900	1,710

## 4. 適用方法

(1)定額運賃を適用する区間の各乗降場所において定額運賃の申し込みがあった場合に適用する。

(2)障害者割引及び運転免許返納者割引の対象者及び確認方法は、現に認可を受けている障害者割引及び運転免許返納者割引の適用方による。

(3)運送の最初から運賃メーターを通常の運送におけるものと同様に操作することとする。

(4)運送の途中において、旅客の都合により申込み時に予定していた運送経路以外を經由した運送に変更するような場合であって、当該変更経路と大きくかけ離れる場合は、通常の距離制運賃を適用することができる。

(5)運送の途中において、旅客の都合により運送を中断又は目的地を変更するような場合は、通常の距離制運賃を適用することとする。

# 公 示

## 負担金納付命令書について

下記の者は、タクシー業務適正化特別措置法第37条第3項の規定により公益財団法人東京タクシーセンターに対し負担金の納付義務があるにもかかわらず、令和4年度分の負担金を未だ納付していないので、同法第37条第8項の規定に基づき、令和6年2月10日までに負担金を納付するよう命令書を発出したので公示する。

なお、上記命令書面は、下記の交付場所及び時間において交付する。

令和6年 1月11日

関東運輸局長 勝山 潔

### 記

#### 1. 命令対象事業者

氏名	土屋 敏夫
住所	東京都板橋区
許可年月日	昭和35年7月2日
許可番号	60東陸自1旅2第596号

#### 2. 命令書面の交付場所及び期限等

##### (1) 交付場所

神奈川県横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎18階  
関東運輸局自動車交通部旅客第二課

##### (2) 交付期限

令和6年 2月10日

##### (3) 交付時間

8時30分～正午、13時00分～18時15分  
(土・日・祝日を除く)